業 務 委 託 特 記 仕 様 書

業　務　名　　令和８年度　法定外橋梁点検調査業務委託
履 行 場 所　　那覇市内一円
履 行 期 間　　着手日から令和９年３月 25 日まで

業務委託概要　　定期点検業務　：　一式

(適用)
第１条　本特記仕様書は、那覇市が発注する「令和８年度　法定外橋梁点検調査業務委託」に適用する。本業務の履行にあたっては、沖縄県土木建築部制定「土木設計業務等共通仕様書」、国土交通省「道路橋定期点検要領」「橋梁定期点検要領」及び本特記仕様書など関係法令等に基づき実施しなければならない。ただし、記載のないものについては調査職員と協議による。

(目的)
第２条　本業務は、那覇市が管理する橋梁の定期点検を実施し、長寿命化を図るための予防保全的な貼り付けのオプション修繕等の計画策定に必要となる、構造物の状態の把握と健全性の診断を行うものである。

(作業内容)
第３条　本業務は、別添－１『業務内容一覧表』の作業を行うものとする。

(業務の着手と工程表)
第４条　本業務の受注者は契約後、履行期間である着手日に着手届、契約締結後 14 日以内に業務工程表を提出しなければならない。

(調査職員)
第５条　「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。

(管理技術者)
第６条　「管理技術者」とは、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行う者で、受注者は本業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。管理技術者は、本業務の履行にあたり、次のいずれかに当てはまる者とする。
①技術士（総合技術監理部門：選択科目を「建設」とするものに限る）又は技術士（建設部門：選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）の資格を有している者。
②RCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有している者。

(照査技術者)
第７条　受注者は、本業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。照査技術者は、本業務の履行にあたり、次のいずれかに当てはまる者とする。①技術士（総合技術監理部門：選択科目を「建設」とするものに限る）

又は技術士（建設部門：選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）の資格を有している者。
②RCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有している者。
なお、照査技術者は管理技術者を兼ねることができない。

（業務カルテ）
第８条　受注者は、契約時又は完成時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けたうえ、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後 15 日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。
また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

（打合せ等）
第９条　設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

２　本業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

（業務計画書）
第 10 条　受注者は契約後 15 日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

（関係機関との協議及び調整）
第 11 条　関係機関との調整及び協議を十分に行うこと。（那覇市上下水道局下水道課、沖縄県南部土木事務所河川港湾班、県警察本部、関係占用者、地域住民その他業務上必要とする関係機関）

２　関係機関等との協議や調整の準備、資料作成及び議事録作成を行うこと。

（地元関係者との調整等と土地への立入り）
第 12 条　地元関係者との調整及び協議に当たっては、誠意を持って接するものとし、これに必要な資料の作成を行うこと。

２　現地調査の際は、地域住民とのトラブルがないよう十分配慮し、又、業務のため第三者の土地に立入る場合は身分証明書を携帯の上、関係者の承諾を得て立入ることとし、立木及び工作物等に損害を与えた場合は受注者の責任と負担をもって処理すること。

(占用物件)

第 13 条　本業務実施の際、占用物件等の事前調査を十分行い、架空線や敷設された構造物等に損害を与えないように注意して行うこと。損害を与えた場合は、受注者の責任と負担をもって処理すること。

(成果品)

第 14 条　本業務の成果品は別紙－１『成果品一覧表』のとおりとする。

(電子納品)

第 15 条　本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準(以下「要領・基準類」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

２　電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び那覇市の「電子納品に関する手引き(案)」(以下「手引き」という。)に基づいて作成するものとする。

３　電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R 又は DVD-R(ISO9660 フォーマット レベル 1))で 2 部提出する。なお、要領・基準類及び手引きに特に記載の無い項目については、調査職員と事前協議(「事前協議チェックシート」手引きより)を行い決定すること。

４　成果品の提出の際には、国土交通省、または沖縄県「電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

(関連法令等の遵守)

第 16 条　受注者は、設計業務等の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

(業務の完了)

第 17 条　本業務の完了は、提出書類(成果品)及び業務管理状況の検査が合格した時を完了とする。

２　受注者は前項の検査合格後、成果品に疑義が生じた場合または現地確認が必要な場合は速やかに対処しなければならない。

(修補)

第 18 条　受注者は修補の必要があると認められた場合には、速やかにこれを行わなければならない。

(契約の変更と一時中止)

第 19 条　発注者が必要と認めた場合は業務内容の変更、設計業務等の一時中止を命じることがあるが、その場合、受注者は発注者の指示に従わなければならない。

（守秘義務）

第 20 条　受注者は作業により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。又、本業務に関する成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾なしにコピー等又は他人に公表、貸与してはならない。

（疑義）

第 21 条　本業務に際して、疑義が生じた場合は発注者、受注者協議のうえ発注者が決定するものとする。

（暴力団員等による不当介入の排除対策）

第 22 条　受注者は、当該業務の施工に当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成 23 年 1 月 12 日)」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

2　暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

3　暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

4　排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに調査員と工程に関する協議を行うこと。

（那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策）

第 23 条　受注者（落札者）は、暴力団密接関係者を市発注工事等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を道路管理課へ提出しなければならない。

2　受注者は、当該工事契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「１次及び２次下請以下の全ての下請契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。

3　受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。

4　受注者はその旨、全ての当該工事関連者に周知しなければならない。

（その他）

第 24 条　点検については供用している道路で実施するため、交通規制及び安全対策について十分配慮すること。

2　河川または水路内にて点検を行う際には、各管理者の許可を得て、安全対策について十分配慮すること。

（別紙－１）

業務内容一覧表

業 務 内 容	種　　別	数　　量	
定期点検業務	【橋梁】		
	○計画準備	1	業務
	橋梁台帳等出力		
	業務計画書作成		
	部材番号図の作成 コンクリート橋		
	○現地踏査	1	業務
	現地踏査(定期点検)		
	○関係機関との協議資料作成	1	業務
	○状態の把握(点検)	1	業務
	特定の溝橋等 2m 以上 5m 以下		
	特定の溝橋等以外地上		
	特定の溝橋等以外点検車		
	○点検調書作成	1	業務
	定期点検の点検調書作成		
	○報告書作成	1	業務
	○打合せ協議　3 回（中間 1 回）	1	業務
	○機械経費	1	業務
	橋梁点検車・リフト車		
	○安全費	1	業務
	交通誘導員 B	1	業務
	保安施設	1	業務
その他	○電子成果品作成	1	式

成果品一覧表

業 務 内 容	様　式　等	数　　量
定期点検業務	・点検調査報告書（概要版）	2 部
	・点検調査報告書	2 部
その他	・電子成果品（CD-R）（ISO9660 フォーマットレベル 1） ・調査員が指示する事項	2 部 必要部数